

# 令和8年度 事業計画書

## 【事業計画の概要】

- 1 令和7年の交通安全運動は、道や市町村を始めとする関係機関・団体等との連携を図りながら、道民の願いである「交通事故のない安全で安心な北海道」を目指し、各種事業を展開してまいりました。  
道内の交通事故死者数は、北海道知事から3度にわたり「交通死亡事故多発警報」が発令される状況下、129人と前年を大きく上回る残念な結果となりました。特に冬場の凍結スリップ事故、夏場のバイク事故、秋以降は歩行者が犠牲となる事故も相次ぎ、緊迫した状況が続きました。  
こうした状況と、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定されてから10年の節目の年であったことから、当委員会といたしましては、会員・関係機関のほか、様々な企業や業界の皆様と一層連携し、それぞれの立場で事故防止に向けての協力をいただきながら活動を展開してまいりました。
- 2 令和8年においては、北海道が策定した「令和8年における交通安全運動の推進方針」における年間スローガン「ストップ・ザ・交通事故～めざせ 安全で安心な北海道～」を踏まえ、「歩行者保護意識の醸成と歩行者のマナーアップ」、「高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底」、「乗車用ヘルメットの着用などの自転車等の安全利用」、及び「安全意識の向上」を交通安全運動の重点として取り組むほか、4期40日の期別運動、交通安全の日の運動などについて、関係機関・団体と緊密に連携し、効果的な事業を展開してまいります。  
とりわけ、「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」を合言葉に、飲酒運転根絶への更なる取組を推進するほか、令和8年度からの自転車に対する交通反則通告制度の導入や9月からの生活道路における法定速度の引き下げに伴う交通安全対策、夜間における事故防止に有効な歩行者の夜光反射材着用促進や高齢者とこどもの事故防止など、関係機関・団体等のほか、地域の皆さまとともに、活動を進めてまいります。
- 3 道民の善意で支えられている交通遺児育英事業については、交通遺児を支援するために、返還義務のない「見舞金」、「給付金」、無利子貸付の「奨学金」による「3つの応援」を展開しておりますが、令和8年度からは「給付金」をより充実させ、子どもたちが明るい未来を歩めるよう、しっかりと応援していくほか、この制度がすべての交通遺児に届くよう、関係団体等と連携して積極的に情報を発信してまいります。
- 4 交通安全運動の実践的組織である地区交通安全推進協議会や北海道交通安全母の会に対して、その活動を支援することを通じて、地域と一丸となった交通安全運動を推進します。
- 5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律など関連法令及び公益法人会計基準の改正内容を踏まえ、関連規程等の必要な整備を進めてまいります。

## 【事業計画】

### 第1 交通安全推進事業(公益目的事業1)

#### 1 交通安全意識向上事業

- (1) 交通安全地域指導者セミナー  
市町村の交通安全推進員等を対象にセミナーを開催し、知識と技能向上を図ります。
- (2) 飲酒運転根絶研修  
市町村職員、交通安全推進員、交通安全指導員等を対象に道内各地区で研修会を開催し、飲酒運転根絶の活動に必要な知識等に精通した人材を育成します。
- (3) 交通安全研修会等への講師の派遣  
企業・団体等が行う交通安全研修会などに、講師として交通安全推進員等を派遣します。

#### 2 調査・研究事業

- (1) 交通安全推進員の設置等  
ア 交通安全推進員の設置  
総合振興局・振興局内に設置されている地区交通安全推進協議会事務局に交通安全推進員14名を配置し、地域において効果的な交通安全運動を推進するほか、地域の実情に応じた交通安全

に関する調査を実施し、地域住民に提供します。

イ 交通安全推進員の研修

各地区交通安全推進員を対象に研修会を開催し、事業概要、交通安全運動の取り組み方や活動事例について研修します。

(2) デイ・ライト点灯率・飲酒運転根絶に関する調査の実施

ア 各地区交通安全推進員により、デイ・ライトの点灯率を年1回調査し、調査結果を関係機関・団体に提供します。

イ 各地区交通安全推進協議会や関係機関等と協力しながら、飲酒運転根絶に関する意識調査等を実施し、調査結果を関係機関・団体に提供します。

### 3 広報事業

(1) 交通安全総決起大会等の開催

ア 期別の交通安全運動等の行事の一環として、関係機関・団体の協力等を得て交通安全総決起大会等を開催し、交通安全意識の高揚と事故防止を訴えます。

イ 期別運動期間中や交通安全の日等において、関係機関・団体等と連携をしながら、街頭啓発等を実施します。

【令和8年の期別運動等】

運動名	実施期間	期別運動の方針	運動期間中の交通安全の日等
春の全国交通安全運動	4月6日(月)～4月15日(水)	新入学(新学期)を迎える子どもや活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	セーフティーコール 4月6日(月) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(金)
夏の交通安全運動	7月13日(月)～7月22日(水)	観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	セーフティーコール 7月13日(月) 飲酒運転根絶の日 7月13日(月)
秋の全国交通安全運動	9月21日(月)～9月30日(水)	夕暮れ時と夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	セーフティーコール 9月18日(金) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)
冬の交通安全運動	11月13日(金)～11月22日(日)	凍結路面でのスリップ事故防止や飲酒運転の根絶を図るための活動等を推進する。	セーフティーコール 11月13日(金)

(2) 広報啓発事業

正会員、賛助会員等との連携を強化し、道民への情報提供の強化を図ります。

ア 企業・団体等と連携した広報活動の実施

① 交通事故死ゼロと飲酒運転ゼロに向け、会員・関係機関をはじめ、様々な業界に積極的に働きかけ、それぞれの強みを生かした交通安全の取組を促進します。

② 企業・団体等の主体的な取組を、「みんなでつくる交通安全の輪」として順次ホームページ等で紹介し、他の企業の活動促進につなげます。

イ メディア等を活用した広報活動

正会員である団体・企業等と連携し、新聞紙面や機関誌等を活用した広範な広報活動を推進します。

ウ 機関誌の発行

当委員会における交通安全活動状況のほか、関係機関・団体の特色のある交通安全活動や地域の問題を掲載した機関誌「ゆっくり走ろう北海道」を発行し、交通安全情報を提供して安全意識の高揚を図ります。

エ ホームページ、SNS等による発信

当委員会のホームページ、SNS (Facebook、X)、YouTube チャンネルにより、本道の交通安全情報や取組等について広く発信します。

(3) 飲酒運転根絶の日決起大会の開催等

ア 飲酒運転根絶の日(7月13日)を広く道民に周知するため、関係機関・団体と協力しながら、全道14ヶ所(振興局管内)で飲酒運転根絶の日決起大会を開催し、飲酒運転の災禍を風化させない意識の醸成を図ります。

イ 飲酒運転根絶の日を周知するとともに、一年を通して飲酒運転根絶を啓発するチラシやポスターを作成、市町村や関係機関・団体等へ配付します。

ウ 飲酒運転根絶ロゴマークや飲酒運転根絶アンバサダー「やべーべや」について、効果的な活用を推進するとともに、関係団体や企業等の積極的な活用を促進します。

#### (4) 地域連携型飲酒運転根絶事業

ア 道内の企業や業界団体と連携し、飲酒運転根絶への協力を積極的に働きかけるなど、多方面からの取組を北海道全体に広げます。

イ 道と連携し、飲酒運転根絶に関する取組を宣言する飲食店及び酒類販売店等や事業者の登録を広げます。

ウ 道内の高校生から飲酒運転根絶メッセージを募集し、コンクールで受賞したメッセージを全道域及び地域FM等のラジオ媒体において放送するほか、様々な広報媒体等を活用するなど、地域の高校生と共に飲酒運転を見逃さないという社会全体の意識の醸成を図ります。

エ 大学等の教育機関と連携して、体験型の啓発活動などを実施し、学生等の飲酒運転根絶に向けた意識の向上に努めます。

### 4 表彰事業

#### 交通安全の顕彰

##### (1) ゼロ運動顕彰

交通事故死ゼロ継続期間が、基準日数に達した市町村の交通安全推進委員会等を顕彰します。

##### (2) 指導員・奉仕員表彰

永年にわたり交通安全運動推進のため活躍した交通安全指導員、交通安全奉仕員を表彰します。

##### (3) 母の会会員表彰

永年にわたり子どもや高齢者等に対する交通安全活動推進のため活躍した、交通安全母の会会員等を表彰します。

##### (4) 一般表彰

地域又は職域等において交通安全推進のため顕著な活動をした個人・団体を表彰します。

##### (5) 業務貢献表彰

本委員会の業務遂行のため顕著な貢献をした個人・団体を表彰します。

### 5 交通安全啓発支援事業

#### (1) 交通安全運動等啓発事業

ア 交通安全運動の推進を図るため、啓発資材を購入し、各市町村等に配付します。

イ 期別運動時において、交通安全運動の重点等を周知するポスター・チラシを作成・配布するほか、地域・職域・学校等では、それぞれの実態に応じた効果的な交通安全運動を展開します。

ウ 交通安全に関する視聴覚教材（DVD等）を購入し、市町村や団体等に貸出し、安全意識の高揚を図ります。

エ 市町村の広報活動支援のため、広報車用音声データを提供します。

#### (2) 自転車の交通事故防止事業

ア 小学生・中学生・高校生を対象とした、「自転車安全利用五則」や法改正等を盛り込んだ自転車安全啓発リーフレットを作成し、児童・生徒、さらにその保護者や一般の方に対しても、自転車の安全運転の向上を図ります。

イ 大学等と連携し、学生等に自転車の安全利用の啓発を行います。

ウ 関係機関・団体と連携し、交通安全運動期間中や自転車安全日等において、自転車の安全利用や乗車用ヘルメットの着用、交通反則通告制度の周知などを呼びかけます。

#### (3) 幼児の事故防止事業

道と連携し、幼稚園、保育所、認定こども園等で結成されているこぐまクラブの活動を支援します。

#### (4) 歩行者の交通事故防止事業・夜光反射材の普及促進

歩行者とドライバーが相互の思いやりで安全で安心な北海道の横断歩道づくりを目指す「ハンドサインでストップ運動」を推進するほか、これまで実施してきた夜光反射材に関するアンケート調査結果を踏まえ、反射材の着用促進を図るなど、歩行者の交通事故防止を図ります。

### 6 交通事故防止支援事業

#### 高齢者の交通事故防止事業

(1) 地区交通安全推進協議会や市町村等と連携し、高齢者に対し夜光反射材の普及促進と事故防止を図ります。

- (2) 交通安全の取組や体験等を通じ、高齢者と取り巻く人々の安全意識を醸成します。
- (3) 市町村が独自に実施する高齢者事故防止モデル事業に、必要な経費の一部を助成します。

## 第2 交通遺児育英事業(公益目的事業2)

### 1 交通遺児就学助成事業

#### (1) 奨学金貸付事業

道内の中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校(高等課程・専門課程)及び高等専門学校に在学又は入学する交通遺児に対して、申請により奨学金(普通奨学金、入学奨学金)の無利子貸付を行います。

#### (2) 奨学金返還未納者調査

返還未納者に対し、電話及び手紙の督促を行うとともに、必要に応じ自宅訪問による調査を実施します。

### 2 見舞金・給付金支給事業

ア 交通遺児となった日から1年以内の18歳未満の者に対して見舞金を、又、幼少期から中学生(中等教育学生含む)までの交通遺児に対して給付金を、それぞれ申請により支給します。

イ 令和8年度からは、給付金の額を月10,000円から月20,000円へ改定を行い、交通遺児とその家族に更なる支援を図ってまいります。

### 3 資金造成事業

黄色い羽根街頭啓発活動時に必要な資材や募金箱を、交通遺児育英事業の趣旨に賛同していただける関係機関・団体や企業等に提供します。

### 4 奨学生等募集事業

ア 対象となる交通遺児に対し、本支援制度の情報が行き届くよう、チラシを作成し、市町村や学校、関係機関・団体へ配付するほか、ホームページ等を活用し、広く道民に周知します。

イ 道内で交通遺児を支援する関係団体等と連携して、それぞれの支援制度を取りまとめた資料を市町村等へ積極的に情報提供します。

### 5 広報啓発活動事業

広く交通遺児育英事業への理解促進を図るため、機関誌「ゆっくり走ろう北海道」の誌面に「フレンドリー通信」を掲載します。

### 6 称賛事業

ア 交通遺児育英事業に多大な貢献をしていただいた企業・団体等に対し、感謝状を贈呈します。

イ 奨学生等に対し、著名人等による「みんなが応援しているよメッセージ」を贈呈します。

## 第3 交通安全推進団体交付金事業(その他事業)

### 1 地区活動の充実・支援

地区交通安全推進協議会の運営と独自の交通安全活動を支援します。

### 2 母親交通安全活動の強化

北海道交通安全母の会の事務局業務を担うほか、自主的に実施する交通安全事業を支援します。

## 第4 管理事業(法人会計)

1 社員総会を6月に開催し、決算の承認などを行います。

2 理事会を5月、6月及び3月に開催し、法人の業務執行の決定などを行います。

3 交通遺児奨学部会を必要に応じて開催し、見舞金、給付金及び奨学金の決定などを行います。

4 幹部理事会を必要に応じて開催し、法人の業務執行状況の報告などを行います。

## 第5 公益法人法等の改正に伴う法人運営等

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律を始め、関係法令及び公益法人会計基準が改正されたことに伴い、定款の変更等のほか、新規の計算書類への移行に向けて整備をしております。